

様式第2号（第5条関係）

介護員養成研修事業者変更届

静美技 第0105号

令和3年6月24日

静岡県知事 川勝平太 様

所在地 静岡市葵区駿府町37
名称 職業訓練法人
静岡県理美容技能開発協会
代表者の役職及び氏名 会長 橋本賢児

平成30年11月8日付け福介第560号で指定を受けた内容について変更をしたいので、介護保険法施行規則第22条の29の規定に元づき、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更事項

変更項目	変更内容
学則の変更	※別紙「新旧対照表のとおり」

2 変更日 令和3年6月24日

3 変更の理由 研修の実施状況に合わせて、研修名称及び受講料等の変更が必要となったため。

4 添付書類 ①学則変更 新旧対象表（変更箇所のみ）
②旧学則
③新学則

研修の形式 通信形式
担当者 橋本賢児
連絡先 054-270-8787

学則変更 新旧対象表（変更箇所のみ）

旧学則	新学則
<p>職業訓練 介護員養成研修（通信） 学則</p> <p>（研修の名称） 第 2 条 研修の名称は以下のとおりとする。</p> <p>職業訓練 介護員養成研修（通信）</p> <p>（受講料等受講に際し必要な費用の額） 第 13 条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。</p> <p>（1）介護職員初任者研修</p> <p>①受講料 55,000 円（税込） ②テキスト代 5,400 円（税込） ③傷害・賠償保険料 （別途自己負担） ④健康診断費用 （別途自己負担） ⑤補講料（講義及び演習） 3,000 円／時間（税込）</p> <p>（附則） 第 1 条 この学則は指定日から施行する。</p>	<p><u>職業訓練法人 静岡理美容技能開発協会</u> <u>池田美容学校介護員養成研修（通信）学則</u></p> <p>（研修の名称） 第 2 条 研修の名称は以下のとおりとする。</p> <p><u>池田美容学校介護員養成研修（通信）</u></p> <p>（受講料等受講に際し必要な費用の額） 第 13 条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。</p> <p>（1）介護職員初任者研修</p> <p>①受講料 <u>95,000 円（税込）</u> ②テキスト代 <u>5,500 円（税込）</u> ③傷害・賠償保険料 （別途自己負担） ④健康診断費用 （別途自己負担） ⑤補講料（講義及び演習） 3,000 円／時間（税込）</p> <p>（附則） 第 1 条 この学則は指定日から施行する。 <u>第 2 条 この学則は、令和 3 年 6 月 24 日付</u> <u>けにて一部改訂し、同日より施行する。</u></p>

旧学則

)

)

職業訓練 介護員養成研修（通信） 学則

（開講目的）

第1条 高齢化が進行する中で、それを支える多くの介護人材の育成が求められている。
当法人は、介護サービスに従事しようとする者に、人間理解や対人援助技術の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基本的な知識・技術等を習得させることを目的とする。このような理想を実現できる介護職員を養成するために本研修を実施する。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。
職業訓練 介護員養成研修（通信）

（研修の形式）

第3条 研修の形式は以下のとおりとする。
通信 /
2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内とする。

（研修の課程）

第4条 研修の課程は以下のとおりとする。
介護職員初任者研修課程

（研修会場の所在地）

第5条 研修会場の所在地は、別紙1「職業訓練 介護員養成研修（通信）研修会場一覧表」のとおりとする。

（研修期間）

第6条 研修期間は以下のとおりとする。
第4条 に定める研修の研修期間はおおむね6か月とする。

（講師）

第7条 研修を担当する講師は、別紙2「職業訓練 介護員養成研修（通信）講師一覧表」のとおりとする。

（遅刻、早退の取扱い）

第8条 遅刻及び早退は理由の如何にかかわらず、欠席とみなす。

(2) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、職業訓練法人静岡県理美容技能開発協会に郵送にて提出する。

(3) 受講決定通知等

職業訓練法人静岡県理美容技能開発協会から受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第13条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

(1) 介護職員初任者研修

①受講料	55,000円(税込)
②テキスト代	5,400円(税込)
③傷害・賠償保険料	(別途自己負担)
④健康診断費用	(別途自己負担)
⑤補講料(講義及び演習)	3,000円/時間(税込)

(返金について)

第14条 受講申込手続完了後の返金は出来ない。

(保険加入)

第15条 介護労働講習等損害(傷害・賠償責任)保険は、全ての受講者が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講者の負担とする。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第16条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は第13条の規定により受講者が負担する

(使用テキスト)

第17条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修課程

中央法規出版

介護職員初任者研修テキスト 1・2

(受講取消)

第18条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により

場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。また研修を中止又は延期した場合、事業者は新たな日程を設定するなどの措置を講じることとする。

(苦情等対応)

第 26 条 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故があった場合には迅速に対応する。

苦情受付部署：静岡県理美容技能開発協会事務局

(附則)

第 1 条 この学則は、指定日から施行する。

職業訓練 介護員養成研修(通信) カリキュラム表

科目	講義・演習	通信	時間数(合計)
1 職務の理解	6時間		6時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	1.5時間	7.5時間	9時間
3 介護の基本	3時間	3時間	6時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	1.5時間	7.5時間	9時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	3時間	6時間
6 老化の理解	3時間	3時間	6時間
7 認知症の理解	4時間	2時間	6時間
8 障害の理解	1.5時間	1.5時間	3時間
9 ことごとからだのしくみと生活支援技術	I 基本知識の学習	6時間	6時間
	II 生活支援技術の学習	62時間	8時間
	III 生活支援技術演習	10時間	5時間
10 振り返り	4時間		4時間
合計	89.5時間	40.5時間	130時間

終了評価(筆記試験)

1時間

※ 各科目の内容については、平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知別添のとおり実施する。

新学則

)

)